

報道関係者各位

令和8年10月7日
山梨県総合県民支援局県民生活支援課
課長 功刀 美奈子
電話 055-223-1588 (内線 1600)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」無料相談会の開催について
～弁護士・司法書士による個別相談を夜間に実施～

山梨県では、「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」(※)の一環として、山梨県弁護士会及び山梨県司法書士会と連携し、多重債務者の救済を図るための無料相談会を開催します。

専門家による個別面談を通じて、家計の見直しや債務整理などの相談に応じます。
報道機関の皆様には、広く県民への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

＜相談日時等＞

日 時		会 場	定員	区分
令和8年 10月14日(水) 及び 11月25日(水)	18:00～20:00 (2 時間)	山梨県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6番1号) 301, 303 会議室	最大8名	夜間

- 弁護士・司法書士(各1名)による個別面談(1件30分以内)
- 多重債務に関する相談(借金の整理方法等)
- 完全予約制

【予約申込先】山梨県県民生活センター TEL 055-235-8455

(※)「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」について

多重債務者対策本部(事務局:金融庁)、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センターが共催で、令和8年9月1日から12月31日までの4か月間を「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」としており、山梨県においても同キャンペーンの一環として相談会を実施するものです。

＜取材について＞

- ・相談会当日の様子の取材を希望する場合は、両日とも前日の17時までに担当:大久保までご連絡ください。

問い合わせ先
消費生活・食の安全担当 大久保
電話:055-223-1588(内線2276)